

「横浜みどりアップ計画」地域緑のまちづくり

左近山地区 地域緑化計画書

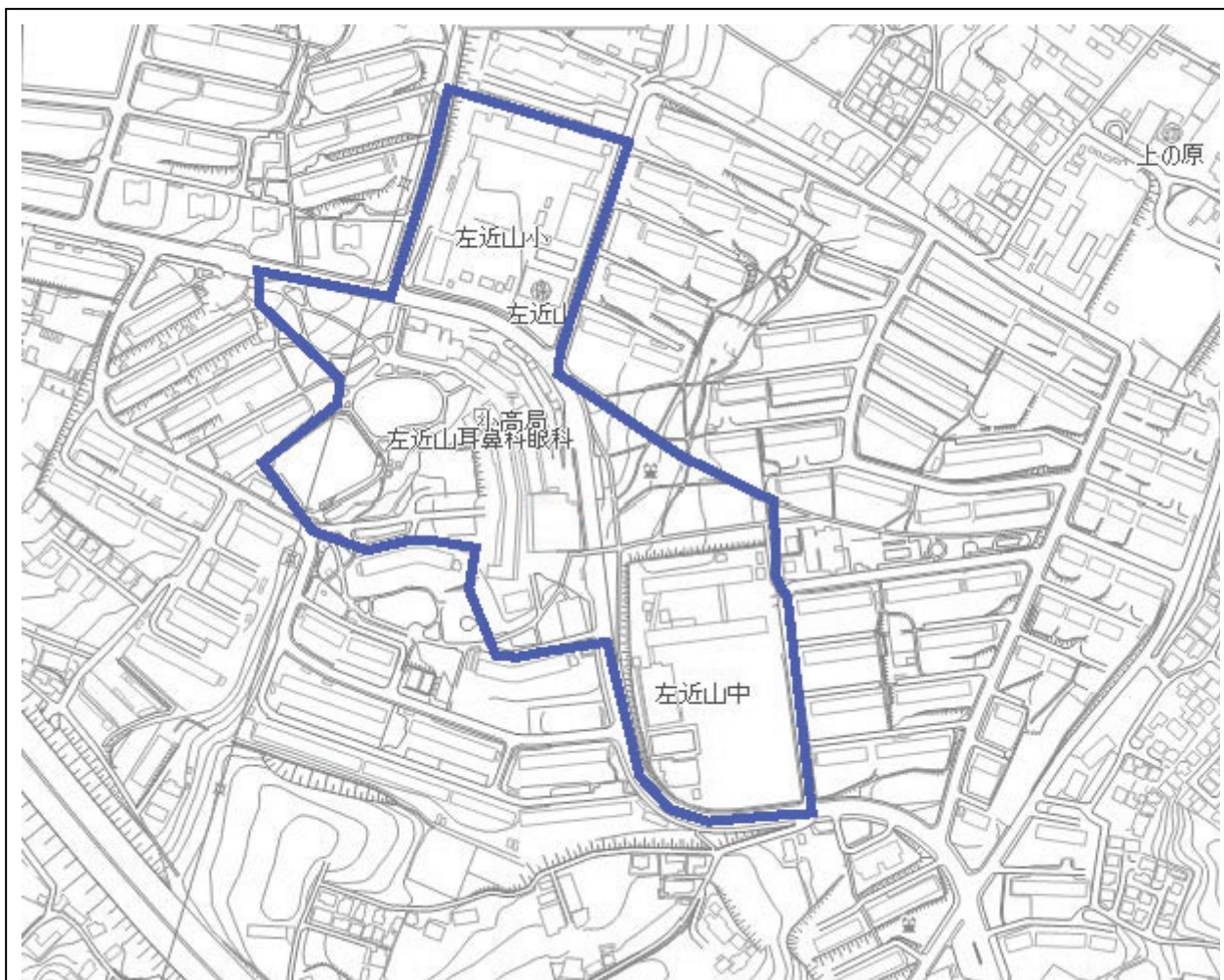
計画名：左近山地区緑のまちづくり事業

推進団体名：左近山地区緑のまちづくり実行委員会



この地域緑化計画書は、公開します。

地区の範囲



<p>計画期間</p>	<p>令和6年度 ～ 令和8年度</p>
<p>計画の目標</p>	<p>《提案計画の目標》 老いも若きも緑で繋がるまちづくり</p> <p>＜具体的な目標＞ 「緑や花」をイメージする時、殆どの人は情景(視覚でインプット)を思い浮かべ「自然は美しい!」と思うでしょう。今迄、左近山団地の売り文句は「自然豊かで、緑が多い」でした。しかしそれは地域住人の方々が長年にわたり自然と対峙してきた努力の上に成り立ってきました。近年、左近山団地の地域住人も高齢化が進み、今迄の様に自然と対峙する事が困難になってきました。今回、左近山地区緑のまちづくり事業を通して、「長年にわたり自然と対峙してきた努力」のスムーズな世代交代の一助になる事。そして、次世代を担う地域の子供達に自然(緑や花)は視覚で感じる「美しい」だけではなく、触覚で感じる草花や土の感触、嗅覚で感じる草花や土の香りを知ってもらい、その事を通して地域愛が生まれ、地域住人(ご年配の方々)と繋がっていく。そんな「まちづくり」を実現させます。</p>
<p>目標達成のための方法および地域にもたらす効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左近山団地の玄関となる計画地に低木のアジサイ、アナベル、ジンチョウゲ、コキアなどを舗道に沿って植え、日常の生活で二十四節気を感じることで歩いて楽しい道を作る。 ・左近山団地プランターを制作し、団地の玄関となる場所に設置しシンボルガーデンを作る。住民、訪れる人、様々な人たちが楽しめる緑を作り、取り組みを広く波及させる。 ・左近山団地を散歩しながら植物を探し、二十四節気の季節を当てはめて樹名板を設置。 ・年間10回開催する商店街イベントの中で「地域緑化活動」ブースを設け、子供向け左近山団地プランター制作のワークショップ等を行い、子供達に参加してもらう事でこの事業の気運が盛り上がる。 ・子供達がこれらのワークショップに参加する様になれば、付随して若いファミリー層も取り込むことができます。「地域緑化活動」を展開する事で若いファミリー層と高齢者の世代間の地域交流が生まれ、地域への愛着、地域に住む喜びが育まれる。 ・商店街イベントスタッフ(店主ではない)の中に学校地域コーディネーター(二名)がいるので、この方々を通じて学校に働きかけ、園児、児童、生徒が授業の一環として「地域緑化活動」に参加してもらう。 ・ただ年に何回か草刈りをしているだけの鬱蒼とした林が緑化され、地域のシンボルガーデンになることで、地域のイメージと環境が良くなり、それに防犯上も安全性が向上し、安心して住める・集える地域になる事が期待できる。 ・2027 国際園芸博覧会の気運を盛り上げる効果も期待できる。

<p>組織づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左近山地区緑のまちづくり実行委員会を NPO 法人オールさこんやま (連合自治会&管理組合(協)&社会福祉協議会&商店街)のメンバーとして位置づけ、地域ぐるみで活動ができる体制をとる。又、直の実施集団として左近山団地内で園芸好きな人たちを集めて左近山園芸部を発足する。こちらは左近山地区緑のまちづくり実行委員会の下部組織とする。
<p>計画期間中の緑化整備及び活動の概要について</p>	<p><民有地緑化・景観木保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ・左近山団地プランターの製作と設置 左近山団地プランターを組み合わせて設置し、団地のシンボルガーデンとする。 ・計画地の園路に低木を植え、日常の生活で二十四節気を感じることで歩いて楽しい道をつくる。 <p><地域緑化活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹名・植物名板の取り付け ・低木植え込みワークショップ ・園芸講座 ・団地プランターづくり ・PR 広報 ・見学会等
<p>計画期間終了後の活動について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期間終了後の活動は団体が立ち上げた「園芸部」と協力しながら進める。 ・この事業で築いた人と人との繋がりを大切にし、植栽や花苗に関連したイベントを商店街イベントの中に取り込む。 ・年6回「さこんやま緑のお便り」を発行して今回の事業を長年にわたり発信し続ける。 ・横浜市緑の協会を積極的に活用し、公的な支援で花苗や種を廉価で定期的に購入する。
<p>資金計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中に自己負担が発生する場合は、左近山連合自治会で拠出する。 ・計画期間終了後の活動資金は左近山連合自治会と左近山団地管理組合(協)及び商店街、地域住人の浄財にて賄う事を考えております。 ・地域の人的資源と知恵(花の苗を種から育てたり、花の苗を格安で卸してくれる花屋さんやタイアップしたり等)を絞り、ランニングコストを低く抑えて活動していく事を考えております。

計画年次	計 画 内 容
<p>1年度目 (令和6年度)</p>	<p>*民有地緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三角斜面歩道脇の緑化設計 (緑化計画図/●の部分) ・左近山団地プランターの製作設置。 <p>*地域緑化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年6回発行の「さこんやま緑のお便り」で地域緑化の宣伝や進捗状況を報告。 ・簡単な草木管理の講習会を実施。 ・左近山団地の計画範囲内を散歩しながら植物を探し二十四節気の季節を当てはめる樹名板作成のワークショップ開催。(商店街のイベント予算より) ・左近山団地プランターに植える花をアレンジする為のワークショップの開催。(商店街のイベント予算より) ・当事業のために整備した箇所の維持管理用の花苗や、用具や倉庫の購入。
<p>2年度目 (令和7年度)</p>	<p>*民有地緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三角斜面歩道脇の緑化設計 (緑化計画図/●の部分)・緑化整備(●の部分)。 ・左近山団地プランターの製作と設置。 <p>*地域緑化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年6回発行の「さこんやま緑のお便り」で地域緑化の宣伝や進捗状況を報告。 ・左近山団地プランターに植える花をアレンジする為のワークショップの開催。(商店街のイベント予算より) ・「花や緑」「花苗」等の講習会を実施。(商店街のイベント予算より) ・商店街イベントの中で「花や緑の写真展」「花や緑の絵画展」を開催し、遊びながら花や緑の事を学ぶ。(商店街のイベント予算より) ・当事業のために整備した箇所の維持管理用の花苗や、用具や倉庫の購入。
<p>3年度目 (令和8年度)</p>	<p>*民有地緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三角斜面歩道脇の緑化整備(●の部分)。 ・左近山団地プランターの製作と設置。 <p>*地域緑化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年6回発行の「さこんやま緑のお便り」で地域緑化の宣伝や進捗状況を報告。来る2027年国際園芸博覧会の気運を盛り上げていく。 ・左近山団地プランターに植える花をアレンジする為のワークショップの開催。(商店街のイベント予算より) ・商店街イベントの中で「花や緑にまつわるクイズ大会」(商店街のイベント予算より)を開催し、遊びながら花や緑の事を学ぶ。 ・当事業のために整備した箇所の維持管理用の花苗や、用具や倉庫の購入。
<p>創意工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左近山連合自治会は以前より「連合だより」を年間6回発行しており、地域住民は左近山地区の情報を「連合だより」から知る歴史があります。新たに「さこんやま緑のお便り」を立上げ、「連合だより」と一緒に地域に配布する事により、今回の事業の意味、課題、進捗状況、マンパワーの募集等々を周知できる利点があります。 ・左近山連合自治会の参下に左近山商店連合会があり、商店街イベントを月に一度開催しているので、人を集めてのワークショップや勉強会が開きやすい。

緑化計画図（緑化整備や緑化活動の内容などを図面やイメージパース、写真等で作成してください。なお、計画対象範囲図は、横浜市が作成します。）

左近山地区緑のまちづくり事業

こよみのみどり 二十四節気を彩る左近山の緑を知る

左近山団地から出かける。左近山団地に訪れる。左近山団地に帰る。・・・日々の暮らしのなかで目に入る植物が特別になるように、日本の暦である二十四節気になぞらえてみどりを楽しむ仕組みをつくる。

左近山こよみのみどり 3つの取り組み

<p>取り組み1 樹名・植物名板の取り付け</p> <p>左近山団地を散歩しながら植物を探し二十四節気の季節を当てはめて樹名板を設置。 (下図には取り付け箇所の例を記載)</p> 	<p>取り組み2 左近山団地プランターの製作と設置</p> <p>左近山団地プランターを組み合わせて設置し、団地のシンボルガーデンとする。 カットされたベニヤ板を組み合わせてプランターをつくる。 植物は多年草を中心に彩りで一年草を入れる。</p> 	<p>取り組み3 園路に季節を感じる低木で道を彩る</p> <p>計画地の園路に低木を植え、日常生活で二十四節気を感じることで歩いて楽しい道をつくる。 (ex.アジサイ、アナベル、ジンチヨウゲなど)</p> 	<p>取り組み4 左近山園芸部の発足</p> <p>団地内で園芸好きな人たちを集めて園芸部を発足。 プランターや低木の植え込み、日々のお手入れを楽しみながら行う。</p> 
--	---	--	--

取り組み2 左近山団地プランターの製作と設置について

プランターの製作からの流れ

<p>1. 切り出し</p> <p>ベニヤ板を木材加工機で切り出し</p> 	<p>2. 組み立て・塗装 (年4回)</p> <p>字金、ほっとさこんやま等で組み立て、塗装。</p> 	<p>3. 設置・管理</p> <p>シンボルガーデンとして設置し、住人同士で管理をする。</p> 
--	---	--

プランターの種類 基本のサイズは3種類用意



プランターの使い方



ステンレスの枠に木材を組んだ中高木が入るサイズも用意。
スタッキングをして高さの変化をつける
プランターの間に板を渡して、ベンチになる



計画範囲



取り組み具体箇所



左近山ショッピングセンターを中心に保育園、小中学校、公園を取り込んだエリアを計画範囲とする。

「取り組み2のプランターは、主に左近山ショッピングセンター駐車場対面(三角地帯等の計画エリア内各所)に設置。保育園児や小中学生の通学路、住民や買い物客など様々な人たちが目にする場所を計画地とすることで取り組みを広く波及させる。

概算事業費（単位：千円）（注1,5）

助成項目	細目	1年度目（令和6年度）	2年度目（令和7年度）	3年度目（令和8年度）	項目ごとの合計	※【参考】 助成率・助成金額の上限	
1 民有地緑化	①設計等経費	500	500	0	1,000	100%以内	
		(主な内容) ・三角斜面歩道脇の緑化計画 500 (赤色の楕円の部分)	(主な内容) ・三角斜面歩道脇の緑化計画 500 (黄色の楕円の部分)	(主な内容)			
	②緑化整備等経費 (注2)	4,000	3,100	2,900	10,000	90%以内	
		(主な内容) ・会館横の三角地帯への団地プランターの設置 1800 ・団地プランターの設置 2200 *Sサイズ 25個 *Mサイズ 25個 *Lサイズ 25個	(主な内容) ・三角斜面歩道脇の緑化整備 1000(赤色の楕円の部分) ・団地プランターの設置 2100 *Sサイズ 25個 *Mサイズ 25個 *Lサイズ 13個	(主な内容) ・三角斜面歩道脇の緑化整備 500(黄色の楕円の部分) ・団地プランターの設置 2400 *Sサイズ 25個 *Mサイズ 25個 *Lサイズ 20個			
合計額 (注9)	概算事業費	4,500	3,600	2,900	11,000		
	(助成見込額)	4,100	3,290	2,610	10,000		
2 景観木保全	①調査費			0	0	100%以内	
	②診断書作成費	0	0	0	0	100%以内 (上限20千円/本)	
	③治療費	0	0	0	0	③と④は各景観 木1本につき、 合計50千円以内	100%以内 (上限50千円/ 本)
	④環境整備費	0	0	0	0		100%以内 (上限50千円/ 本)
	合計額 (注9)	概算事業費	0	0	0	0	
(助成見込額)		0	0	0	0		
3 地域緑化活動 (注3)	①維持・管理費	500	500	500	1,500	①～④の合計 1,000千円以内 /年度	100%以内
	②広報・研修費	360	360	360	1,080		100%以内
	③事務費	100	100	100	300		100%以内 (上限100千円/ 年度)
	④諸雑費	40	40	40	120		100%以内 (上限40千円/ 年度)
	合計額 (注9)	概算事業費	1,000	1,000	1,000	3,000	
(助成見込額)		1,000	1,000	1,000	3,000		
年度ごとの合計 (注4,6,7,8)	概算事業費	5,500	4,600	3,900	総合計	14,000	助成見込額の3年度の 総合計が15,000千円以内
	(助成見込額)	5,100	4,290	3,610		13,000	

(記入時の注意事項)

注1：各細目には、提案計画の助成金と自己負担金を含めた概算事業費および予定金額を記入してください。計画がない項目や細目は、0（ゼロ）を記入してください。

注2：民有地緑化の緑化整備等経費には、最低10%の自己負担金が必要となります。（助成金申請時に、自己負担金を用意できることが助成金交付の要件となります。）

注3：地域緑化活動の助成項目では、1年度につき1,000千円が助成金額の上限となります。

注4：民有地緑化、景観木保全、地域緑化活動の助成金の合計は3年度で15,000千円が助成金額の上限となります。

注5：千円単位で記入してください。（なお助成金額は、千円未満切り捨てとなり、端数は自己負担金となります。）

注6：本概算事業費の年度ごとの合計金額を上回る助成金の申請はできません。

注7：年度ごとの概算事業費を作成することとし、年度間での助成金のやりとりはできません。（年度ごとに助成事業を完了させる必要があります。）

注8：上限内での年度ごとの項目内における、細目間での事業計画の見直しは、可能です。（2年度の地域緑化活動における維持管理費を増やし、その分の広報研修費を減らすなど）

注9：各項目内における細目の合計欄には、概算事業費（予定金額）と、助成見込額の合計を記入してください。